

野生生物法ネット ニュース

NEWS

No.8

2003 3. 20

野生生物保護法制定をめざす
全国ネットワーク事務局：
〒169-0073
東京都新宿区百人町 2-5-5-205
TEL.03-3365-0416
郵便振替：00100-1-140878



野生生物を守る市民立法始動！

野生生物保護を願うみなさん、

遅い春の訪れとともに、いよいよ待望の野生生物保護法を各党議員へ働きかけ、私たちの総意の市民立法として国会成立をめざす運びになりました。1999年の国会における論議から、私たちは多くの勉強会を重ね、よりよい法案づくりをめざしてきました。そして、2000年には一旦、種の保存法の枠を広げることで多くの野生生物種保護を実現しようと「共通の目標」を掲げて拡大世話人会とシンポジウムを行いました。しかし、その後の新・生物多様性国家戦略の策定、鳥獣保護法の法文のひらがな化でその目的に生物多様性が書きこまれ、また、鳥獣の定義として原則的に鳥類、哺乳類すべてが含まれたことなどから、さらなる内容の深化を目指して、個別法のアンブレラとなる法律(基本法)へと方向の転換を行いました。法文は現在、衆議院法制局の元にありますが、取りあえず、私たちの主張のエッセンスを皆さんにお届けします(別紙)。

冒頭にありますように、この法律は、1993年に日本が批准した生物多様性条約に基づいて、その根幹となっている野生生物の保護を達成しようとするものです。お読みになって、ともすれば理念だけのものとなりがちの基本法に、実効性をもたせるためにいくつかの工夫が凝らされていることにお気付きになることと思います。(事務局)

CONTENTS： 野生生物を守る市民立法始動！ / シンポジウム「2002年鳥獣保護法」改正』ま
とめと展望 報告 / 連載 地方分権で鳥獣保護法はどう変わったか - 三重県

私たちが新たな法を「基本法」として作成したのは次にあげる3つの理由からです。

1 野生生物の包括的な保護

これまでの各法律の谷間にあった生物や商業利用対象種にも保護の網をかける。

*野生生物の定義として最近のIUCN(国際自然保護連合)の解釈をもとに、動物界、藻類を含む植物界、菌界を具体的な範囲としました。その3界の保護(種及び生息地)によって、5界の残りの原生生物界、モネラ界の保護も果たそうという考え方です。

2 生物多様性条約の理念を国内法で担保する

生物多様性条約にもとづいて新生物多様性国家戦略が作られましたが、これには法的な裏づけがありません。野生生物保護基本法は、国家戦略の中にある野生生物保護を国内法で担保するものです。

3 野生生物保護に関する法律の改正や制定をうながす

野生生物保護に関連する法律には、環境省だけでも鳥獣保護法、種の保存法、自然公園法、自然環境保全法などさまざまあります。水産資源保護法、植物防疫法など他省庁の法律をあわせれば10指を超えるでしょう。しかしそれぞれの法律は、カバーする生物の範囲や、法律の目的や、市民参加機会の提供の程度もさまざま。基本法は、これらの個別法を調整するアンブレラの法律であると同時に、個別法が不十分であれば、それらの改正や新たな立法をうながします。

こうした保護の法制度を担保するものとして、市民が直接的に参加できるシステムの導入を考えました。内閣府におく第三者機関による計画制度の検討、作成とフィードバック、保護の実現の有無をチェックするオンブズマン制度、法の不履行や違法行為などにたいして市民が行える司法的な手続き(市民訴訟)の整備などです。

もちろん、まだまだ調整可能な段階ですので、是非皆さまの積極的、前向きな意見をお送りください。

また、この法律の内容について、幾人もの議員さんが「ハードルが非常に高い」とコメントしています。しかし、私たちは、実効性のない法律を作っても仕方ない、できるだけこころざしを高く保っていこうと考えています。法案を骨抜きにしないためには、世論の大きな後押しがどうしても必要です。地方選もはじまることです。是非、地域でこの法制度がどうしても必要であることを訴えていってください。

法文作成は、とりあえず4月の終わりを目処としています。そして、与党を含む多くの議員の賛同をえて、今国会会期中に通過をめざしていきます。時間は非常に限られています。皆様の熱い支援をぜひともお願いする次第です。

本の紹介

「生物多様性保全のための法制度を求めて 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』改正に関する提言」

種の保存法は、今年で10年の節目を迎えます。今国会では、そのごく一部の改正が提起される予定ですが、この機に、この法律の持っているいくつかの問題点について、国会において議論していくよう働きかけを行う予定です。

このほど、当会世話人の坂元雅行弁護士が所属する第二東京弁護士会が発行した力作「生物多様性保全のための法制度を求めて 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』改正に関する提言」が問題点の指摘とあるべき方向性についてとてもわかりやすく言及しています。

著名人の賛同を呼び掛け

野生生物基本法の成立に向けたうねりをより大きなものとするために、著名人の賛同を呼びかけます。ご協力ください。詳細は別紙をごらんください。

シンポジウム「市民立法で守る野生生物」

日時：5月25日 1:00 ~ 4:30 p.m.

場所：東京大学 弥生講堂

基調講演：羽山伸一（日本獣医畜産大学助教授）

ゲスト：制服向上委員会 議員、行政官のコメント等

本を出そう

私たちのネットワークの歩みを記録していこうという提案もWWFジャパンの草刈さんから出ています。ご意見や提案など、ぜひお願いします。

タイトル：市民立法で野生生物を守る

サブタイトル：野生生物保護基本法制定の記録 (or 軌跡)

編集：野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

キャッチフレーズ：野生生物の代弁者として様々なNGOが集まり、ネットワークとして協働し、市民立法を作り上げた。本書は、市民団体と市民団体の熱意に共感した、環境議員がわが国の野生生物を守るべく立法化した経緯を後世に引き継ぐための記録である。

執筆者：ネットメンバー + 議員、議員秘書等

出版目標：野生生物保護基本法制定と同時期

内容：はじめに。歴史的背景。法制度の問題点。苦労話。エピソード。市民立法とは。議員からのメッセージ(コラム)。次世代の若者へ。資料集。

シンポジウム

「2002年鳥獣保護法『改正』まとめと展望」 報告



2002年11月9日(土)午後1時から、東京のYMCAアジア青少年センターで本ネット主催のシンポジウム「2002年鳥獣保護法『改正』まとめと展望」を120名以上ものご参加を得て開催しました。ご存知のように2002年通常国会で『鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律』が、『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』に改正され、これまでのカタカナ書き文語体からひらがな口語体化されるなど、いくつかの改変が行われました。例えば、法律の目的に『生物の多様性の確保』が加えられ、鳥獣の定義として『すべての鳥類及び哺乳類』と書き込まれました。これは、野生生物保護の法整備のうえで、大きな前進といえます。しかしながら、1999年の改正時の附帯決議に基づいた抜本的な見直しは2004年に持ち越され、また新法第80条には適用除外規定が設けられるなど問題が残されたままとりました。

今回のシンポジウムは、新鳥獣保護法の制定を踏まえてその検証と課題検討を行い、今後の本ネットが目指す野生生物保護の法体系への方向を考えるために企画・実施しました。遅くなりましたが、ここにご報告します。 (野鳥の会・古南/八木)

はじめに

第一部の冒頭に本谷勲代表世話人から、鳥獣保護法改正後の問題点と課題点をシンポジウム参加者と共に考え、限られた時間で実りある成果を得たいとの挨拶がありました。

各団体からの話題提供

権田雅之世話人(世界自然保護基金ジャパン)の司会のもと、本ネットの参加団体よりいくつかの話題について報告が行われました。

はじめに、日本自然保護協会の吉田正人氏より、今回の法改正で本ネットとして得られたもの、得られなかったものとして大きく7項目について簡潔に説明され、2004年には何を改正すべきか示されました。

その1つに、法律の保護対象となる鳥獣の大幅な拡大、2つ目に原則的に全国禁猟とすること、3つ目に被害防除に重点をおいた農林業被害対策を実施することが提案されました。

続いて4つの団体より、現状における野生生物保護の問題とその課題について報告が行われました。はじめに地球生物会議の野上ふさ子氏より「ニホンザルの違法捕獲とトラバサミ、くくりワナ」と題し、ザルの違法捕獲、クマの有害駆除、わな、監視体制について現状の問題が述べられ、それに対する提言がなされました。次に日本野鳥の会の八木典子氏が、「鳥獣の愛玩飼養禁止と輸入規制の実現に向けて」と題して現状の愛玩飼養制度における問題点や不十分な輸入規制の問題点を取り上げ、新鳥獣保護法に対する改善すべき点を指摘しました。イルカ&クジラ・アクション・ネットワークの倉澤七生氏は、「なんでトド、イルカは入れないの?」の演目で新法第80条の適用除外規定でトドやイルカが除外されていることに注目し、現状の水産庁による保護対策では保護管理が十分でないことを述べ、環境省、他省庁、研究者、NGOの連携が必要であることを強く主張しました。野生生物保全論研究会の池本桂子氏からは、「クマの胆の流通と密猟」について、流通がワシントン条約で規制されているにも関わらず、クマの胆、熊胆、コウチンを目的とした密猟が絶えず売買が行われている実態調査ビデオを上映しながら問題点を主張し、課題が述べられました。

最後に世界自然保護基金ジャパンの草刈秀紀氏が「被害対策と包括的なまとめ、今後の課題」として、被害対策=捕獲・駆除ではなく、被害防除に重点をおいた被害対策が必要であると発言しました。そのうえで今回の法改正の目的条項に被害防止が含まれているが、具体的な被害対策を条文に記載することが必要であり、被害対策の担い手となる常勤の専門家配置の必要性を主張しました。

野生生物の専門家及び行政から

1. 基調講演

第2部では多摩川で話題になったアゴヒゲアザラシ、タマちゃんの主治医である日本獣医畜産大学野生生物学専任講師(現助教授)の羽山伸一氏を招いて、「海生哺乳類『タマちゃん』から見た鳥獣保護法」と題して基調講演を頂きました。羽山氏は、はじめに現状の法制度では野生生物の保護が不十分であることをいくつかの問題点とともに示されました。中でも現行の「種の保存法」による哺乳類の保護について、同法の対象種はヤマネコなど2種のみであること、ジュゴンとは従来から水産資源保護法、文化財保護法、両法の保護対象であったにも関わらず絶滅に瀕していること、ジュゴン以外の海の動物は7割がレッドリストに含まれているにも関わらず保護対策がなされていないことを説明されました。今回の法改正により日本の憲政史上初めて、法律の目的に『生物の

多様性の確保』が入ったことは画期的なことであると述べた上で、第80条に適用除外という条文があるため海生哺乳類の多くが除外されることを、法の目的から見ても問題とされました。今回の新鳥獣保護法で保護対象に指定された海生哺乳類は、ニホンアシカ、ジュゴンなどアザラシ類全5種の7種類のみで、トドについては漁業法で捕獲枠が決まっているので適正な保護管理がされているとして対象外となったことを述べられました。

羽山氏は、海生哺乳類を鳥獣保護法の対象にすべきであることを主張され、その理由として、現在の水産庁が管轄している資源管理を目的とする法律では適正な保護管理はできないこと、またそれを補うだけのものが鳥獣保護法には含まれているということを述べられました。海生哺乳類の保護対策の具体的な例として、北海道のえりも岬のゼニガタアザラシの保護管理では、陸と海の一体的管理(エコシステムアプローチ)が必要であったことをビデオ上映とともに説明されました。また、現在の鳥獣保護法の特定鳥獣保護管理計画制度を用いれば、トドによる魚網破りのような被害防除対策が前進するとし、2年後に控えた鳥獣保護法改正の際に第80条を撤回し、新しく絶滅危惧種法、移入種対策法を制定することなどを提案されました。

2. 行政から

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室の飛鳥雄史氏より、今回の法改正の趣旨について、狩猟免許に関する欠格条項の見直しとカタカナ書きをひらがなに直すことにあったとの説明がありました。2年後の改正については、今回のシンポジウムで提案された意見などを議論していかなければならないということも述べられました。

3. 専門家より

北海道大学大学院獣医学研究科の石名坂豪氏より「トドをめぐる問題」について報告がありました。トドは個体数が不安定で、アメリカ、ロシアでは最優先に保護しなければいけない海生哺乳類であるとして対策を行っているが、日本は漁業法67条1項に基づいた捕獲数の制限のみで具体的な保護対策がないことが述べられました。今回の法改正で、海生哺乳類は保護の対象となりましたが、鳥獣保護法第80条の適用除外「他の法令により捕獲等において適切な保護管理がなされている鳥獣は適用としない」により漁業法で適切な保護管理がされているとしてトドが除外されたが、適切な保護管理はなされていないので、第80条を早急に見直し、駆除による「海没頭数」の把握と、標識個体の再発見率向上の対策を行うことが急務であると発言されました。

国会議員からの挨拶

法改正には国会議員のご理解、ご協力が必要ということでお声がけをしていましたうち、ご来場いただいた日本共産党岩佐恵美参議院議員に挨拶をして頂きました。岩佐議員は、沖縄の泡瀬干潟やジュゴンの問題について、また干潟湿地チームとして10月末に干潟の保全および推進の法律案を作成されたことを述べ、21世紀は野生生物を守る、そのためにどうすればいいかNGOを交えて考えていきたいと発言されました。

残念ながら出席できなかった民主党小川勝也参議院議員からは代理で秘書の方より、市民やNGOと連携して、野生生物保護法体系の確立に向けて取り組んでいきたいとのご挨拶がありまし

た。その他に民主党谷博之参議院議員、自由党樋高剛衆議院議員よりメッセージを頂きました。

パネルディスカッション

第2部後半は草刈秀紀世話人(世界自然保護基金ジャパン)の司会でパネルディスカッションの進行が進められました。これまでの報告や講演を中心に、今回法改正で得られたもの、得られなかったものについて議論がなされ、2年後2004年の法改正では何を改正すべきか話し合われました。羽山氏より、今回の鳥獣保護法の対象種にジュゴンが盛り込まれたことにより、ジュゴンの生息地の保護区指定を進めることが大切であり、また特定鳥獣保護管理制度について関係部局(住民、漁業者、行政)を集め意見を調整し、科学的な管理に基づいて順応的管理をすることが重要だと述べられました。また、石名坂氏より、トドは今回第80条の適用除外となったが、現在トドの漁業被害は年間10億、30億円ともあるとされているが、算定方法が曖昧であり、駆除による対処療法よりも被害防除が大切であり、トドの上陸岩礁を保護区などに指定する必要があると主張されました。この二人の専門家からの提言を受けて環境省の飛鳥氏は、予算によるが3ヵ年で、クラカケ、ワモン、アゴヒゲ、ゴマフのアザラシ5種などについて、生息調査も含めデータを集めていきたい発言されました。この発言を受けて倉澤世話人より、例えば遠洋水産研究所などの情報を環境省が得て、その情報を資源利用としてのデータではない視点から利用し、また得られた情報を積極的に公開し、NGOや一般市民と情報を共有してはどうかということが提案されました。

続いて、シンポジウムの参加者による質疑が行われました。シンポジウムのタイトルからもタマちゃんに関心のある参加者が、タマちゃんの現在の健康状態について羽山氏に質問されました。また、狩猟者について「狩猟者を公的に管理して進めていくような行政の取り組みがあればその経過報告を聞きたい」との質問がされ、羽山氏より今の状況では狩猟者は減少、消失する可能性があり、狩猟者に依存している仕組みから、徐々に公的管理に移行すべきだとの考えはそうなりつつあると思われるとの発言がありました。また、環境省の飛鳥氏より、特定鳥獣保護管理計画での多県間の連携の取り組みとして、西日本のクマの保護管理に広島、山口、鳥根の三県で協議会を作り実施しているとの話がありました。

今後求められる保護管理の担い手について、羽山氏、石名坂氏から次のような意見が交わされました。現在、被害の対策を主体とした業務の専門家が期待されていること、専門家の育成については大学の勉強だけでなく、現場経験、または人生経験が必要であるので今後は大学や研究機関がタイアップして、行政職員としてレベルアップを図っていくということが必要であると述べられました。

最後に古南幸弘世話人(日本野鳥の会)から、本ネットの今後の方針について共通目標が述べられました。その中でも、野生生物保護にかかる様々な法律についての基本法の制定が必要であり、2004年の鳥獣保護法改正前、できれば2003年の国会で基本法としての野生生物保護法の制定を目指したいと発言し、全体を締めくくりました。

当日の配布資料が30部余っております。をご希望の方、一部500円で販売致しますので、ご希望の方は、お早めに事務局までご連絡ください。

連載

地方分権で鳥獣保護はどう変わったか

ネットのみなさま、

地元での途切れることのないさまざまな保護活動に敬意を表します。

99年の鳥獣保護法「改正」以降の特定鳥獣保護管理計画の策定など、地域行政の取り組みを調査するために、現在都道府県アンケートを実施中です。まだ半数ぐらいしか戻ってきていませんが、行政の取り組み方によってかなりの落差があります。地方分権のよいところでもあるかもしれませんが、他方、このままでは問題がありすぎ！というところもいくつもあります。

そこで、「こんな試みもあるよ」「こんな取り組みをしているよ」という情報の交換を行って、よりよい取り組みを促したいと考えました。

今回は、サルの農作物被害対策に「追い払い」を採用した三重県の取り組みを紹介します。以下は、三重県環境部「人と自然の環境共生チーム」鈴木さんの報告です。三重県は、鳥獣保護員を公募して成功するなど、画期的な保護の取り組みを次々と打ち出しています。

平成14年度は、電波発信機の装着と群れの位置情報探索を並行して行い、あと2週間ほどでホームページで成果を披露することができます。

約80群のニホンザルの群れを特定し、メーリングリストでなるべくリアルタイムに位置情報を提供することにより、地域住民がサルの存在を忘れることなく、効率的にサルを追い払う体制ができつつあります。非常に簡単な説明ですがお許しください。

参考に次をご覧ください。

<http://www.eco.pref.mie.jp/news/topics/osaru/>

<http://www.eco.pref.mie.jp/nikki/200301241530230400/index.htm>

暗黒時代からようやく光明がみえてきました。

ここまていたるにはさまざまな方のご協力があり、誠にありがとうございます。

特に、獣害総合研究所のみなさま本当にありがとうございます。

私自身も、軽トラで年間6万キロ以上走行し県庁に出勤しない県庁職員となってしまう職場の皆様迷惑をかけ子供からも家に帰ると、あと何時間いるのと言われちょっと困りました。

入会のご案内

年会費 個人 ¥3,000円 / 1口 団体 ¥6,000円 / 1口

7月(創立時)から1年間

振込先(郵便局) 振替口座 00100 - 1 - 140878

加入者 野生生物法ネット

通信欄に 1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4.Eメール

団体申し込みの場合は、代表者・担当者名もお忘れなく。

ネットワークの連絡体制

会員には、適宜ニュースレターをお送りするほか、電子メールまたはファックスによる情報提供をいたします。

メーリングリストの登録を希望される方は、

e-mail:kusakari-h@jcom.home.ne.jp まで、以下を記入して申し込んでください。

subscribe wildlife-law < 貴方のメールアドレス > end / 住所、氏名、電話、ファックス

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

事務局：〒169-0073 東京都新宿区百人町2-5-5-205

TEL：03-3365-0416 e-mail:kusakari-h@jcom.home.ne.jp

[HP] <http://www.asahi-net.or.jp/~zb4h-kskr/wildlife/>